

ICローンカード特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードローンカードのうち、ICチップが付加されたカードローンカード（以下「ICローンカード」といいます。）を利用するにあたり、特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫ローンカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は同規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、当金庫ローンカード規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもの以外は当金庫ローンカード規定の定義によるものとします。

2. ICローンカードの利用

ICローンカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のICローンカードが利用できる預金機を使用してカードローン借入金の返済をする場合
- ② 当金庫所定のICローンカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用してカードローン口座より借入れをする場合
- ③ 当金庫所定のICローンカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払い戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

3. 1日あたりの払戻限度額・回数

- (1) 当金庫は、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. 振込カード機能

- (1) 当金庫のICカード対応振込機を利用して振込を行う場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作を行うことにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を当金庫所定の件数を限度として

格納し、次回以降の振込に利用することができます。

- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICローンカードを再発行する場合には、新しいICローンカードに当該振込情報は引き継がれません。

5. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

尾西信用金庫

09-123 2020.04